

## 省エネ改修減額(新設)とバリアフリー改修減額・耐震改修減額との比較

区分	省エネ改修減額	バリアフリー改修減額	耐震改修減額
創設時期	平成20年度税制改正	平成19年度税制改正	平成18年度税制改正
対象住宅	平成20年1月1日以前から所在する住宅 (貸家は除く)	平成19年1月1日以前から所在する住宅 (貸家は除く)	昭和57年1月1日以前から所在する住宅
	居住割合が1/2以上であること		
居住者要件	なし	次のいずれかの者が、申告の時点で居住していることが必要 1 65歳以上の者 2 介護保険法上の要介護認定 又は要支援認定を受けている者 3 障害者	なし
工事期間	平成20年4月1日～平成22年3月31日までに 工事が完了したものが対象	平成19年4月1日～平成22年3月31日までに 工事が完了したものが対象	平成18年1月1日～平成27年12月31日までに 工事が完了したものが対象
工事内容	省エネのための次のいずれかの工事で、現行 の省エネ基準に適合させる工事であること (「熱損失防止改修工事」) 1 ①窓の改修工事 2 ①窓の改修工事と併せて行う ②床の断熱工事、③天井の断熱工事 ④壁の断熱工事のいずれか	バリアフリー化のための次のいずれかの工事 であること(「居住安全改修工事」) 1 廊下の拡幅 5手すりの取付け 2 階段の勾配の緩和 6床の段差の解消 3 浴室の改良 7引き戸への取替え 4 便所の改良 8床表面の滑り止め化	現行の建築基準法に定める耐震基準に適合さ せる工事であること
工事費用	1戸当たり30万円以上	1戸当たり30万円以上 (障害者住宅改造補助金・介護保険給付があ る場合は、その額を控除した額)	1戸当たり30万円以上
	リフォーム工事などに相当する金額は含まない		
減額期間	翌年度 1年間のみ	翌年度 1年間のみ	工事完了日 ○平成18年1月1日～平成21年12月31日 翌年度から3年間 ○平成22年1月1日～平成24年12月31日 翌年度から2年間 ○平成25年1月1日～平成27年12月31日 翌年度 1年間のみ
減額する額	1/3を減額 120㎡分を限度とする	1/3を減額 100㎡分を限度とする	1/2を減額 120㎡分を限度とする
手続き	工事完了の日から3ヶ月以内に資産の所在する区・支所に申告が必要		
(申告)	【添付書類】 次のいずれかが発行する証明書 1 設計・工事監理を行った建築士 2 指定確認検査機関 3 登録住宅性能評価機関	【添付書類】 (要介護又は要支援認定を受けている方) 1 介護保険の被保険者証の写し 2 介護保険給付費支給決定通知書の写し (障害者の方) 1 障害者手帳の写し 2 名古屋市障害者住宅改造補助金 支給決定通知書の写し	【添付書類】 次のいずれかが発行する証明書 1 名古屋市長(所管:住宅都市局建築指導課) ※耐震工事に係る補助金を支給した場合 に限る。 2 設計・工事監理を行った建築士 3 指定確認検査機関 4 登録住宅性能評価機関

(注)1 減額の適用関係 (1)耐震、バリア、省エネ工事を同時に行う場合 → 耐震減額のみ適用

(2)バリア、省エネ工事を同時に行う場合 → バリアフリー減額と省エネ減額ともに適用

(3)一般住宅減額期間中にバリア工事又は省エネ工事を行う場合 → 一般住宅減額のみ適用

2 都市計画税は耐震、バリア、省エネ減額のいずれの場合も減額の適用はない。